

【基調講演】

「持続可能な社会の作法、簡易アセスメント」



質問①

福島第一原発事故に伴い、再生可能エネルギーへの注目が高まっていますが、太陽光発電、風力発電等の建設にはアセスの時間やコストがかかり、再生可能エネルギー普及のネックになっていると思います。先生のご意見をお聞かせください。

回答

通常のアセスであれば2年～3年かかるところが、簡易アセスであれば早い段階で環境に配慮した事業者が評価をされるという利点があります。もちろん、安全弁は必要ですから、詳細アセスが必要なものはしっかりとアセスを実施した上で、環境配慮措置をしていくということが重要です。事業者が簡易アセスの段階で環境配慮を十分に実施していれば、早い段階で評価を得ることができるので、事業者にとってのメリットがあると考えています。

質問②

事業の早い段階でアセスを実施し、その結果を事業計画にフィードバックすることは必要であるが、一方で事業計画の具体性が見えない時点では「どうせ変わるのだろう。」という地元住民、アセス審査会からの意見があります。また、事業者からは事業計画の変更によるコスト増等の問題から変更が難しい部分もあります。これらの状況の折り合いの付け方についてご助言をお願いします。

回答

戦略的環境アセスメントはプランニングプロセスの一環として実施されます。公的な主体の場合は説明責任の程度が分かっているので情報公開は比較的やりやすいと思います。一方、民間主体では説明責任の程度が公的主体とは異なります。しかしながら、CASBEEのように事業者が実施した環境配慮を評価する仕組みもあります。また、最近では社会も企業の環境配慮を評価していますので、そういった意味で企業にとっても利益があると思います。

質問③

スクリーニングに簡易アセスを適用することの有効性を示していただきましたが、多数の案件を対象に審査をしていくことは、情報公開が求められる中で実際に可能でしょうか。民間事業の情報管理も含めるとさらに困難が予想されると思います。

回答

簡易アセスについては世界中で実施しているので可能です。NEPA によると簡易アセスの件数が年間 3 万件から 4 万件程度で、そのうちの 99.5%は簡易アセスのみで終了します。約 0.5%の 200 件程度が詳細アセスに移行するという状況です。基本的には行政側の責任でスクリーニングを実施して詳細アセスに移行する事業を絞っていきます。その判断の過程や結果を情報公開していくということが大切になります。特に、アメリカはアセスが行政訴訟と直接的に結びついているので、しっかりとした対応が必要になってきます。

日本でも国際協力の分野（JICA）では、簡易アセス制度を導入していて、年間 300 件から 400 件簡易アセスを行っています。担当官が詳細アセスが必要か否かを判断して審査会にかける、また、その中で必要であれば分科会を設置して対応していくプロセスをとっているため、多数の案件にも対応できています。

※CASBEE（建築環境総合性能評価システム）

建築物の環境性能で評価し格付けする手法

省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の品質を総合的に評価するシステムのこと

（参考：一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構（IBEC）ホームページ）

【講演 1】

「サステイナブル都市開発ガイドライン～先進的環境配慮のために～」

質問①

環境配慮項目として大気環境、水環境、土壌環境、景観が含まれていないのはなぜでしょうか。

回答

法アセスのように、大気環境、水環境、温室効果ガス等、網羅的に環境配慮項目にしまうと、事業者の負担が大きくなりすぎます。都市の再開発という事業特性から、温室効果ガス、ヒートアイランド現象、資源循環と環境配慮項目を絞り込みました。今回のガイドライン改訂で生物多様性を追加して4項目に絞り込んで事業者がガイドラインを活用し易くしたという経緯があります。

質問②

このガイドラインを活用している4事業で実施しているとのことだが、情報公開と市民参加はどの程度おこなわれているのでしょうか、具体的に説明をお願いします。

回答

4件の実証事業の中で、東京の大丸有地区は実証事業以前にも街づくりにとりくんできており、従前の取組とサステナブルガイドラインとをすり合わせて足りない部分を補って、これからの方向性を見いだすという事業です。情報公開については、その事業の関係者の中で協議会等を設置して情報共有に努めているところです。また、来年度は一般住民の理解度を高めるためにシンポジウム等を実施して、情報の共有を図りたいとの計画です。

仙台市や南相馬市については、HEMSやCEMSといったシステムを取り入れるという構想があり、今回のモデル事業ではその構想の合意形成をいかにしていくかという部分を重点的にとりあげています。合意形成のために住民説明会や勉強会を実施して理解を深めているところです。

福岡の天神地区につきましては、サステナブルガイドラインを策定した平成19年にモデル事業として天神地区の今後のあり方を策定しています。今回はその構想を実現するためのアクションとして、シンポジウムを開催したり、アンケート等を実施して情報共有や住民意見を取り入れています。

※HEMS

家庭向けのエネルギー管理の仕組み、あるいはそのサービス

家電や電気自動車などを通信でつないでエネルギー消費を可視化し、適切なアドバイスを提供してエネルギー消費の最適化を図る。Home Energy Management Systemの略。

(参考：内閣官房ホームページ)

※CEMS

地域内でのエネルギー管理の仕組み、あるいはそのサービス

地域節電所はその一種で、Community Energy Management System の略

（参考：内閣官房ホームページ）

【講演 2】

「北九州市がすすめる自主アセスとその事例」

質問①

民間事業者が配慮指針に基づきチェックリストを提出するのは年間何件くらいですか。

回答

年間 30 件から 60 件程度です。

質問②

自主的な環境配慮（自主アセス）の事業者のインセンティブにどのようなものがあるのでしょうか。また、そのインセンティブに関する広報はされていますでしょうか。

回答

北九州市としてもインセンティブの広報は悩ましいところではありますが、最近では事業者の方から条例アセスのような大規模なものではない事業に関しても環境配慮がしたいという相談が多くあります。

また、環境保全課の業務を行う中で係わる事業者にアセスを実施することのメリットを直接伝えています。

質問③

環境配慮指針ではチェックリスト、アドバイザーからの助言のほか、実際に現地調査はしているのでしょうか。また、現地調査はどの段階で実施しているのか。

回答

現地調査はほとんどの事業で実施しています。しかし、その調査の程度は法アセスや条例アセスで求められている調査とは違い非常に簡易な調査を実施しています。通常は設計段階で行う現地調査と合わせて環境調査も実施するという形式を取っています。

また、チェックリストを活用する時期ですが、ある程度計画が固まった段階で記入していただいています。

質問④

具体的な環境配慮事例を知りたい。

回答

印象に残っている事例は、小倉南区での 1 ha の宅地造成事業です。その事業場所には小さな「ため池」があり、希少な生物が生息している可能性があるため、事業者は調査を依頼したところ、希少種のニッポンバラタナゴの生息が確認されました。北九州市が実施している環境配慮指針は行政指導なので強制力はありません。しかし、事業者がニッポンバラタナゴ対策として生息個体を適切な場所に移動してくれました。事業者の環境意識が高まっていることを実感した事例です。

【講演 3】

「建築分野における環境性能評価適用例と地球温暖化性能の評価」

質問①

ライフサイクルCO₂（LCCO₂）の考え方で、ビルの建て方との関係はどうなっていますか。高層ビルよりも中底層の方が評価は高くなるのではと思われます。

日時：26 年 1 月 30 日（木）13：30～17：00
場所：レゾナ NTT 夢天神ホール

回答

ビルの建て方は CASBEE の標準計算では評価しきれない部分があります。傾向としては、オフィスビルのエネルギー使用率は事務所供用時が 7 割から 8 割を占めるので、その部分で省エネを図りやすいため、よい結果が得られる可能性はあると思います。

建築物自体への取組みは、建物の長寿命化が大切になってきます。単にしっかりとした建築物を作るだけではなく、用途変更に対応できるようなゆとりをもった設計など、工夫をしてもらえればより効果的な環境配慮はできると思っています。

質問②

CASBEE の評価は ISO14001 のように審査員が行うのですか。

回答

CASBEE 評価員制度がありまして、CASBEE 戸建評価員、CASBEE 一般建築評価員があります、それぞれ一級建築士や二級建築士、木造建築士などの有資格者が年 2 回の講習や試験を受けて評価員として活躍いただいています。人数は約 6,000 名です。

質問③

福岡県内に審査を行える人がいるのですか。

回答

全国 6 都市で講習会、試験を実施していますので、福岡県にも評価員はいます。なお、評価員本人が公表を希望すれば建築環境・省エネルギー機構のホームページに公表しています。

質問④

その費用はどの程度ですか。

回答

CASBEE には建物認証制度がありまして、評価員が評価した結果を第三者機関が審査をして問題がないとなれば認証されます。費用についてですが、一般建築の認証審査に概ね 100 万～200 万円、その評価や審査を受けるためのバックデータを取るのに 100 万～200 万円かかる場合もあると聞いています。

戸建てに関しては、第三者機関の認証に 6 万～10 万円程度必要と聞いています。

質問⑤

CASBEE の評価が思いがけず低かった場合でも公表しなければならないのでしょうか。

回答

CASBEE は評価員でなくても実務の中で利用するためのアセスメントツールとして開発したものですので、結果を公表したい場合には第三者機関の認証を受けてからの公表となります。公表するか否かは任意です。

一方、自治体 CASBEE 制度は審査結果を自治体へ届出ることになります。その後、自治体が審査結果をホームページに公表しますので、届出た結果として公表されるということになります。